

板橋区防犯カメラ運用基準

(平成16年3月24日区長決定)

(令和5年4月1日一部改正)

(趣旨)

第1条 この基準は、板橋区がその公共施設等（以下「公共施設」という。）において防犯等の目的で設置した防犯カメラの運用について、必要な事項を定める。

2 板橋区は、公共施設に設置した防犯カメラを運用するに際しては、その設置目的を適正かつ効果的に達成するように努めるとともに、自己の映像を収録された者（以下「区民等」という。）の権利保護を図らなければならない。

(用語)

第2条 この基準において、防犯カメラとは犯罪の予防を目的（施設の利用状況、混雑程度のチェック等を主目的とし、犯罪の予防を副次的目的とする場合を含む。）として、特定の場所に常設するカメラで、映像表示、通信、録画のために必要な関連機器で構成される装置をいう。

(防犯カメラ管理責任者等)

第3条 公共施設における防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラを設置する各公共施設に、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置くものとし、東京都板橋区個人情報保護法施行条例施行規則（平成9年板橋区規則第19号。以下「規則」という。）第5条第4項に規定する保護管理者をもって充てる。

2 前項の管理責任者を補佐するために、防犯カメラ管理取扱者（以下「管理取扱者」という。）を置くものとし、規則第5条第5項に規定する保護担当者をもって充てる。ただし、管理責任者が自ら管理取扱者となる公共施設については、この限りでない。

(防犯カメラの設置に係る措置)

第4条 管理責任者及び管理取扱者（以下「管理責任者等」という。）は、防犯カメラを設置するに際して、次の措置を講じなければならない。

- (1) 区民等の権利保護を図るために、防犯カメラの撮影対象区域を設置目的の達成に必要な最小限の範囲となるように調整すること。
- (2) 防犯カメラ撮影対象区域の見やすい場所に、管理責任者等の氏名及び防犯カメラを設置している旨を表示すること。
- (3) 映像表示機器及び録画機材の設置場所については、管理責任者等の許可を得たもの以外の立ち入りを禁止する等の措置を講じ、映像の外部漏えい等を防止すること。

(委託に係る措置)

第5条 管理責任者は、防犯カメラの運用に係る業務を区の機関以外のものに委託することができる。ただし、その場合においては、受託者との委託契約等によって、個人情報

の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）及び規則の規定に基づく個人情報保護措置の履行を義務付けるとともに、随時立入検査を実施し、検査結果を記録しなければならない。

（映像等の保管）

第6条 管理責任者等は、防犯カメラによって撮影された映像（以下「映像」という。）及び映像を収録した記録媒体（以下「記録媒体」という。）について、次の措置を講じなければならない。

- （1） 映像及び記録媒体の取扱者を定めるとともに、映像及び記録媒体にアクセスできる者を限定すること。
- （2） 映像及び記録媒体の保管期間（重ね撮りする場合は、上書きするまでの期間）を定め、当該期間経過後は速やかに映像の消去又は記録媒体の破砕等の処理を行うこと。
- （3） 映像を撮影時の状態のままで保管すること。
- （4） 記録媒体の映像表示機器及び録画機材設置場所外への持ち出しを禁止すること。ただし、保守点検等の理由により管理責任者等が許可した場合は、この限りでない。
- （5） その他、映像及び記録媒体の不正利用、外部流出、改ざん及び逸失等を防止するために必要な措置を講ずること。

（目的外利用及び外部提供）

第7条 映像及び記録媒体の内容は、公開してはならない。ただし、映像から識別される特定の個人（以下「本人」という。）の同意がある場合又は法令に規定がある場合は、管理責任者は、映像及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供することができる。

- 2 管理責任者は、前項の規定により映像及び記録媒体を設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供しようとするときは、あらかじめ区政情報課長と協議しなければならない。

（開示請求）

第8条 管理責任者は、本人から映像の開示についての求めがあったときは、個人情報保護法、東京都板橋区個人情報保護法施行条例（令和4年板橋区条例第54号）、規則その他関係法令の規定に基づき所定の手続を行わなければならない。

（苦情処理）

第9条 管理責任者は、区民等から防犯カメラの設置、運用等に関する苦情等を受けたときは、速やかに対応し、適切な措置を講じなければならない。

（委任）

第10条 本基準に定めのない事項については、管理責任者及び区政情報課長が協議して定める。

付則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

付則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。